

日本専門医機構認定精神科専門医更新基準

I. 専門医に求められる能力

日本専門医機構認定精神科専門医（以下、専門医）は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

II. 更新時に専門医に求められる条件

専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることを証明することが求められます。そこで、日本専門医機構による新専門医制度に於ける精神科専門医更新は、以下①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講をもって行います。

なお、地域医療確保の観点から、地域で活躍している現場の医療に、過剰な負担のないように日本専門医機構による「新整備指針における『専門医の更新』に関する補足説明」に沿った柔軟な専門医の更新を行います。

(1) 勤務実態の自己申告（必須）

「日本専門医認定 精神科専門医資格更新申請書」、「医療機関等における診療実績報告書（症例数）」を提出してください。

・「日本専門医認定 精神科専門医資格更新申請書」について

職歴は認定日以降 5 年間の実態を記載してください。申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を確認することがあります。

・「医療機関等における診療実績報告書（症例数）」について

報告書は専門医委員会にて保管します。申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を調査するための参考情報にすることがございます。

(2) 診療実績の証明：臨床経験レポート 2 例の提出（必須）

専門医資格を更新するために、専門医としての診療実績、診療能力を以下の方法にて証明していただきます。症例数の報告により診療実績を示す更新までの 5 年間に担当したケース 2 例について、臨床経験レポートを提出してください。臨床経験レポートは、治療期間、病名、治療法などを記載した診療サマリー（字数：1000 字から 1200 字）とします。臨床経験レポートは「臨床経験レポート書式」に記入し、2 例分提出してください。

(3) 更新単位 40 単位（必須）

精神科専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す 2 ii) ~ iv) の 3 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。3 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示します。

合計 40 単位の単位取得が必要となります。

①初回認定時より日本専門医機構認定専門医の方

項目	取得単位
ii) 専門医共通講習	最小 8 単位、最大 10 単位 (このうち 8 単位は必修講習)
iii) 精神科領域講習	最小 20 単位
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	0～10 単位

ii) 専門医共通講習 (最小 8 単位、最大 10 単位:ただし、必修 8 項目をそれぞれ 1 単位以上必須) すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。専門医委員会が認定した講習会、日本医師会が認定した講習会ならびに機構が認定した講習会とします。原則として、都道府県医師会が主催する講習会は日本医師会で審査・認定し、地域医師会などが開催する講習会の取扱いは、日本医師会が発出する実施要綱にしたがってください。専門研修施設群のいずれかの施設ならびに関連する施設等が開催するものについては、原則として日本専門医機構で審査・認定を行います。

詳細については、日本専門医機構による「共通講習申請の手引き」を参照してください。

原則セッション形式は問わず、一つのカテゴリーにつき 1 時間以上 2 時間未満の講習会には 1 単位、連続して 2 時間以上のものには 2 単位と算定します。e-learning についても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。なお、国外で開催されるものや営利団体が主催するセミナー等は対象外となります。

なお、多様な地域における診療実績が認定された場合は、共通講習 A の 3 単位のみを必修項目とし、共通講習 B は任意項目とします。

※多様な地域における診療実績の具体的な内容については、日本専門医機構との調整が完了いたしましたら、改めて記載します。

以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示します。

共通講習 A

- ・医療安全(必修項目 : 5 年間に 1 単位以上)
- ・感染対策(必修項目 : 5 年間に 1 単位以上)
- ・医療倫理 (必修項目 : 5 年間に 1 単位以上)

共通講習 B

- ・医療制度と法律(必修項目 : 5 年間に 1 単位以上)
- ・地域医療(必修項目 : 5 年間に 1 単位以上)
- ・医療福祉制度(必修項目 : 5 年間に 1 単位以上)
- ・医療経済 (保険医療等) (必修項目 : 5 年間に 1 単位以上)
- ・両立支援(必修項目 : 5 年間に 1 単位以上)

任意講習

- ・臨床研究・臨床試験
- ・災害医療

※ 講演者は受講者と同様の単位を取得できます。

②学会専門医から日本専門医機構認定専門医に移行された方

項 目	取得単位
ii) 専門医共通講習	最小 3 単位、最大 10 単位 (このうち 3 単位は必修講習)
iii) 精神科領域講習	最小 20 単位
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	0～10 単位

ii) 専門医共通講習 (最小 3 単位、最大 10 単位：ただし、必修 3 項目をそれぞれ 1 単位以上必須)

すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。専門医委員会が認定した講習会、日本医師会が認定した講習会ならびに機構が認定した講習会とします。原則として、都道府県医師会が主催する講習会は日本医師会で審査・認定し、地域医師会などが開催する講習会の取扱いは、日本医師会が発出する実施要綱にしたがってください。専門研修施設群のいずれかの施設ならびに関連する施設等が開催するものについては、原則として日本専門医機構で審査・認定を行います。

詳細については、日本専門医機構による「共通講習申請の手引き」を参照してください。

原則セッション形式は問わず、一つのカテゴリーにつき 1 時間以上 2 時間未満の講習会には 1 単位、連続して 2 時間以上のものには 2 単位と算定します。e-learning についても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。なお、国外で開催されるものや営利団体が主催するセミナー等は対象外となります。

以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示します。

共通講習 A

- ・医療安全(必修項目：5 年間に 1 単位以上)
- ・感染対策(必修項目：5 年間に 1 単位以上)
- ・医療倫理(必修項目：5 年間に 1 単位以上)

共通講習 B

- ・医療制度と法律
- ・地域医療
- ・医療福祉制度
- ・医療経済(保険医療等)
- ・両立支援

任意講習

- ・臨床研究・臨床試験
- ・災害医療

※ 講演者は受講者と同様の単位を取得できます。

③全専門医共通

iii)精神科領域講習 (最小 20 単位)

専門医委員会が定める講習会等で取得する単位です。専門医が最新の知識や技術を身に着けるために必要な講習等への参加を目的とします。また、5 年に 1 回以上日本精神神経学会学術総会に参加することを原則とします。A 群①を除いて、1 人または 2 人の演者による講演形式については、

時間に応じて1単位/時間、一般演題・シンポジウム・ワークショップ形式等については、1時間以上2時間未満の講習会には1単位、連続して2時間以上のものには2単位と算定します。取得可能な単位数の詳細は、別表1を参照してください。

※ 講演者は受講者と同様の単位を取得できます。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績（最大10単位）

下記の活動については、いずれも自己申請に基づき専門医委員会が認定したものについて、単位が付与されます。

● 業績発表

【学術発表】

- ・専門医委員会が認定した学術集会での研究発表の筆頭発表者：1単位
- ・上記の研究発表の共同演者1名のみ（最も協力した者で第2演者とする）：1単位

※ 対象となる学術集会は別表1に示されているA群からC群のことを指します。

それ以外の研究会等については、その内容がわかる申請書の提出により審査を行い、単位認定に相応しい場合には単位を付与します。

【学術誌等における発表】

- ・「精神神経学雑誌」、「Psychiatry and Clinical Neurosciences」及び「Psychiatry and Clinical Neurosciences Reports」に掲載された臨床研究（発表要旨は除く）の筆頭著者：2単位
- ・ピアレビューを受けた内外精神科領域の論文の筆頭著者：2単位
- ・上記の論文の共同著者（人数に制限は設けない）：1単位

● その他

- ・「精神神経学雑誌」、「Psychiatry and Clinical Neurosciences」、「Psychiatry and Clinical Neurosciences Reports」の論文査読を行った場合：1編につき1単位
- ・「精神神経学雑誌」、「Psychiatry and Clinical Neurosciences」、「Psychiatry and Clinical Neurosciences Reports」の論文審査ならびに雑誌編集に関する業務に携わる場合：年間1単位
- ・専門医審査に関する業務に携わる場合（研修手帳審査、試験問題作成、症例報告審査、口頭試問面接官、更新審査、指導医に関する審査など）：年間1単位
- ・裁判所命令に基づく精神鑑定書1例を手がけた筆頭著者：2単位
- ・地域・学校等で市民啓発目的等の講演を行った場合：約60分で1単位（上限回数制限なし）

（注記）

- 自身の診療実績に関わる活動等はこれに含まれません
- 上記の活動または講演に関するプログラム等、内容を証明する書類のコピーを提出する必要があります

- ・学校・地域・職場等で1年以上相談業務に携わった場合：2単位（5年間で最大2単位）

（ふさわしい活動の例：校医、保健所・児童相談所などでの精神衛生相談、作業所での症例検討、産業医等）

（注記）

- 自身の診療実績に関わる活動等はこれに含まれません
- 上記の活動を証明する書類のコピーを提出する必要があります
- ・学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員を行った場合：1年

Ⅲ. 更新が出来ない時の措置

特定の理由（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、災害被災、事故、病院長・学部長等の管理職就任、公的機関への出向など）のために専門医の更新が困難になると予想できる場合の対応においては各専門医が事情に応じて以下の2つ(I-1又はI-2)の方法のいずれかを選択することができます。

Ⅲ-1. 専門医としての活動や自己学習ができない期間があり、更新が困難になると予想できる場合【専門医活動の休止】

事前に活動休止申請書（開始、終了期日を記載）と証明書を提出し、日本精神神経学会専門医委員会（以下、専門医委員会）と日本専門医機構専門医認定・更新部門委員会（以下、機構）の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。休止期間中は専門医資格を失います。休止期間中の診療実績や講習会受講は更新の単位として認められません。休止を希望する場合は、初回の申請で最長2年までの休止が認められますが、1年ごとの休止を申請することも可能です。以降、休止の延長を希望する場合は1年ごとに延長申請をいただきます。なお、年度（4月から翌3月まで）途中の月単位での休止は認めない方針なので計画的な申請をお願いします。

休止期間明けの資格更新においては、休止期間を除く前後5年で更新基準を満たす必要があります。休止明けの更新後は5年ごとに次の更新していただく事になります。

Ⅲ-2. 所定の期間に更新基準を満たすことができない場合【更新手続きの延期】

事前に延期申請書と証明書を提出し、専門医委員会と機構に承認された場合に限り、更新の申請を1年延期することができます。また、延期期間中も専門医資格を維持できます。1年の延期が認められた場合は、次の更新要件の認定期間は4年になります。以後1年ごとに延期申請することも可能ですが、その分次回の認定期間が短くなります。延期が認められるのは最長4年となります。

Ⅳ. 専門医資格認定更新の特例

更新時の勤務日数に関しては原則週4日（32時間以上）の常勤あるいは非常勤でも常勤相当の勤務をベースとしていますが、申請時に勤務実績35年以上の専門医は、その他活動実績の報告により専門医委員会が認めた場合に限り、常勤未満でも更新できることがあります。

また、連続して3回以上の更新（学会専門医での更新含む）を経た65歳以上の専門医は、更新基準の①診療実績の証明（臨床経験レポート2例の提出）が免除されます。

Ⅴ. 専門医資格の回復

過去に学会あるいは機構認定専門医であったが、何らかの理由で資格を喪失した場合、理由書と証明書を添えて資格回復の申請をすることができます。その後、研修実績をあげたことにより更新基準に該当するに至ったと専門医委員会で認められ、機構で承認された場合に限り、当該者の資格喪失はなかったものとみなし、専門医の認定の更新をすることができます。

Ⅵ. 専門医資格の剥奪

下記の場合は専門医委員会で審査し、機構承認の上資格を剥奪することができます。

- ・ 公序良俗に反する場合

- ・ 正当な理由なく資格更新を行わなかった場合

補則

この更新基準の変更は日本精神神経学会常任委員会の議決ならびに日本精神神経学会理事会の承認、日本専門医機構の承認を経なければならない。

付則

この更新基準は平成 27 年 11 月 21 日から施行する。

この更新基準は平成 29 年 7 月 15 日から改定施行する。

この更新基準は平成 30 年 3 月 17 日から改定施行する。

この更新基準は令和 4 年 3 月 19 日から改定施行する。

この更新基準は令和 5 年 5 月 19 日から改定施行する。

別表 1 :

iii. 精神科領域講習の取得単位

A 群		B 群	C 群	e ラーニング
①	②			
1 時間の講習につき 1 単位 (1~2 日目/各 7 単 位、3 日目のみ/6 単 位、 1 総会/20 単位まで)	1 時間の講習につき 1 単位 (1 開催・1 会期/ 最大 6 単位まで)	1 時間の講習 につき 1 単位 (1 開催・1 会期 /最大 3 単位ま で)	1 時間の講習 につき 1 単位 (1 開催・1 会期 / 最大 1 単位ま で)	精神科領域講習： 1 コンテンツ/0.5 単位 (年間 12 単位まで) 共通講習： 1 コンテンツ/1 単位 (年間取得上限なし)

※ 1 開催・1 会期につき、参加・受講確認は 1 回とする。(A 群①以外)

※ 11 月 1 日から翌年の 10 月 31 日までを 1 年間とする。

※ 単位の申請にあたっては、主催団体がその都度、所定の申請書を提出し、専門医委員会が審査する。

※ 共通講習 e ラーニング受講単位は年間取得上限のカウント対象外とする。

【 説 明 】

■ A 群：

① 日本精神神経学会学術総会の期間中の全てのセッションを対象とする。

(1~2 日目/各日最大 7 単位・3 日目のみ/最大 6 単位、1 総会の上限を 20 単位までとする。)

② 専門医委員会が承認する生涯教育研修会〔註 1〕

■ B 群： 1 時間の講習につき 1 単位とし、1 開催・1 会期の上限を 3 単位とする。〔註 2〕

・ 日本精神神経学会が精神科専門医制度において単位認定の対象とする各地方単位の精神神経学会あるいは精神医学会のプログラム〔註 3〕

・ 七者懇加盟団体〔註 4〕が主催する全国規模の学会・研修会における講習

・ 世界精神医学会 (WPA) 大会 (自己申請による)

・ 国際学会に参加した後、自己申請に基づき専門医委員会が審査し、認定された国際学会

・ 日本精神神経学会が精神科専門医制度において、単位認定の対象とする全国規模の精神医学関連学会の講習

■ C 群： 1 時間の講習につき 1 単位とし、1 開催・1 会期の上限を 1 単位とする。年間取得上限は設けない。〔註 5〕

・ 七者懇加盟団体の支部が主催する地域レベルの学会・研修会 (その都度対象とする) における講習

・ その他の地域単位の学術集会・研修会、日本医師会生涯教育 (精神科領域のものに限る)〔註 3〕

■ e ラーニング：

・ 精神科領域講習については専門医委員会が作成したプログラムを対象とする。インターネットで聴講・設問に解答する事が必須で、1 コンテンツ (=試験時間を含めて 1 時間相当と算定) で 0.5 単位を算定し、年間の取得上限を 12 単位とする。

- ・ 共通講習については、1 コンテンツにつき1単位とし年間取得上限は設けないものとする。

【註 1】

- ・ 開催について：単位対象学会との同時時間帯での開催は認められない。
- ・ スポンサー：一切認めない。（金銭的・物的・人的援助等）

【註 2】

B群については、当該学会による申請に基づき、

- ① 役員に日本精神神経学会会員が入っていること
- ② 当該学会で一般的な精神科臨床を実践する上で必要とされる知識と技能を得ることができることをプログラムにより示すことができること
- ③ 単位の集計業務に当該学会が協力すること
- ④ 設立して5年が経過していること
- ⑤ 会則・規約などが整備されていること
- ⑥ 会費が徴収されており、財政が公開されて透明性が確保されていること
- ⑦ 適正なスポンサーシップが守られていると専門医委員会が認定した場合

以上の条件を満たす学術臨床研究を目的とする継続的な研究会・学会であると専門医委員会が認定した場合、単位認定の対象となる。（5年毎の更新が必要）

【註 3】

専門医委員会が単位認定の対象とする各地方の精神神経学会あるいは精神医学会とは以下の通りとする。

北海道精神神経学会、東北精神神経学会、東京精神医学会、東海精神神経学会、北陸精神神経学会、近畿精神神経学会、中国・四国精神神経学会、九州精神神経学会

【註 4】

七者懇加盟団体とは以下の通りとする。

精神医学講座担当者会議、国立精神医療施設長協議会、全国自治体病院協議会、日本精神科病院協会、日本精神神経科診療所協会、日本総合病院精神医学会

【註 5】

C群については、当該学会による申請に基づき、

- ① 役員に日本精神神経学会会員が入っていること
- ② 当該学会で一般的な精神科臨床を実践する上で必要とされる知識と技能を得ることができることをプログラムにより示すことができること
- ③ 単位の集計業務に当該学会が協力すること
- ④ 設立して5年が経過していること
- ⑤ 会則・規約などが整備されていること
- ⑥ 会費が徴収されており、財政が公開されて透明性が確保されていること
- ⑦ 適正なスポンサーシップが守られていること

の条件を全て満たしているものが単位認定の対象となる。（5年毎の更新が必要）

なお⑦の「適正なスポンサーシップ」とは、スポンサーとの共催であった場合でも、過去 5 年間に複数のスポンサーがあり、特定の単数の企業からのみ金銭的・物的・人的援助を受けているものではなく、かつ特定の企業の利益を目的とするものではないことを指す。

また、C群に属する学術集会・研修会について、適正なスポンサーシップに基づく学術集会・研修会であるか否かは、当該団体からの申請に基づき専門医委員会が判断する。